○国土交通省告示第千百四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ三の規定に基づき、平成二十五年十月二十八日付けをもって、次のように整備規程を認可したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

整備規程認可番号	整備規程の名称	氏名又は名称	住所
第23号	RFD Limited 膨脹式救命いかだ RFD— Toyo Mk Ⅳ型用整備規程	RFD Limited	Kingsway, Dunmurry, Belfast BT17 9AF, Northern Ireland, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

○国土交通省告示第千百五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ三の規定に基づき、平成二十五年十月二十八日付けをもって、次のように整備規程を認可したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

整備規程認可番号	整備規程の名称	氏名又は名称	住所
第24号	RFD Limited 進水装置用膨脹式救命いかだ RFD— Toyo DLMk Ⅳ型用整備規程	RFD Limited	Kingsway, Dunmurry, Belfast BT17 9AF, Northern Ireland, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

○環境省告示第百四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の五第三項の規定に基づき、廃棄物処理センターの名称について変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月十三日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称
　変更前　財団法人宮崎県環境整備公社
　変更後　公益財団法人宮崎県環境整備公社
二　住所　宮崎県宮崎市大字大瀬町字倉谷六千百七十六番一
三　事務所の所在地　宮崎県宮崎市大字大瀬町字倉谷六千百七十六番一

一　名称
　変更前　財団法人三重県環境保全事業団
　変更後　一般財団法人三重県環境保全事業団
二　住所　三重県津市河芸町上野三千二百五十八番地
三　事務所の所在地　三重県津市河芸町上野三千二百五十八番地

一　名称
　変更前　財団法人新潟県環境保全事業団
　変更後　公益財団法人新潟県環境保全事業団
二　住所
　変更前　新潟県新潟市曽和千百八十二番地
　変更後　新潟県新潟市西区曽和千百八十二番地
三　事務所の所在地
　変更前　新潟県新潟市曽和千百八十二番地
　変更後　新潟県新潟市西区曽和千百八十二番地

一　名称
　変更前　財団法人鹿児島県環境整備公社
　変更後　公益財団法人鹿児島県環境整備公社
二　住所　鹿児島県薩摩川内市神田町一番二十二号
三　事務所の所在地　鹿児島県薩摩川内市神田町一番二十二号

一　名称
　変更前　財団法人ひょうご環境創造協会
　変更後　公益財団法人ひょうご環境創造協会
二　住所　兵庫県神戸市須磨区行平町三丁目一番三十一号
三　事務所の所在地　兵庫県神戸市須磨区行平町三丁目一番三十一号

一　名称
　変更前　財団法人愛知臨海環境整備センター
　変更後　公益財団法人愛知臨海環境整備センター
二　住所　愛知県知多郡武豊町字三号地一番地
三　事務所の所在地　愛知県知多郡武豊町字三号地一番地

○関東地方整備局告示第四百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十三日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百四十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秦野市菖蒲字天神下六四六番一地先から同市菖蒲字平台二一九番一まで	前	一七・〇七～三〇・二八メートル	〇・三一六キロメートル
	後	二〇・四〇～一八〇・七七メートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第四百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十三日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨城県猿島郡境町大字西泉田字上地一四九一番から茨城県板東市冨田字遠原一三七二番二地先まで	前	〇・〇〇～一四五・六一メートル	八・一六九キロメートル
	後	二五・〇〇～一四九・五二メートル	八・一六九

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所